

障害福祉サービス事業所等 管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害福祉サービス等事業所（通所又は短期入所に限る）の利用自粛の解除について

各事業所におかれましては、平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、日々、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただいていることに御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策にかかる緊急事態宣言を受けて、障害福祉サービス事業所等を含む社会福祉施設（通所又は短期入所に限る）に対し、利用自粛について協力をお願いしていたところですが、この度、利用自粛要請について解除されましたのでお知らせします。

各事業所におかれましては、引き続き感染防止対策を行っていただき、利用者の受入れを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 利用の自粛要請について

これまでお願いしていた利用自粛への協力要請は解除されました。

2 事業所（通所又は短期入所に限る）での支援について

これまでお知らせしたとおり適切な感染防止対策を行っていただき、利用者の受入れを行っていただきますようお願いいたします。

3 自主的に利用自粛する利用者への支援について

これまでもお知らせしてあるとおり、利用者や家族の状況を踏まえ、引き続き事業所による支援が必要な利用者に対し、市町に相談した上で、居宅訪問や電話連絡等により支援を継続していただきますようお願いいたします。

この場合も市町が認めれば、引き続き報酬算定が可能となりますので、これまでの厚生労働省事務連絡等に基づいて取り扱っていただきますようお願いいたします。

<事務担当>

石川県障害保健福祉課

企画推進グループ、自立支援グループ

Tel : 076-225-1428